

日=日時・期間 定=定員 費=費用 共=共催
場=会場・場所 内=内容 持=持ち物 申=申込・申請方法
対=対象 講=講師 主=主催 問=問合せ

📶 =オンライン開催 🖥️ =HPで詳しく

👶 …こども・教育 🏠 …高齢者・介護 ♿ …障害のある方 👤 …事業者の方 👤 …すべての方 🤝 …人材募集



はがき・ファックス等の記入例

講座・催し等の申し込み

- ①講座・催し名 ②〒・住所 ③氏名(ふりがな)
④電話番号(往復はがきの場合は、返信用にも住所・氏名)

※往復はがきは、各記事で指定がある場合のみ。 ※費用の記載のないものは、原則として無料。
※電子メールは、件名に講座・催し名を記入。

ピックアップ

新宿区物価高騰対策臨時給付金 (令和6年度低所得世帯支援)を支給します

申請期限は
6月30日

支給対象世帯の世帯主あてに、支給案内(圧着はがき)か
振込口座等を確認する確認書のいずれかを順次発送します。



手続き不要

支給案内(圧着はがき)が届いた方

支給案内(圧着はがき)を2月18日(火)から順次発送します。
給付金は3月18日(火)から順次支給します。

手続きが必要

確認書(右上図封筒)が届いた方

確認書は2月28日(金)から順次発送します。次のいずれかの方法で
申請してください。期限までに申請がない場合、給付を受けられま
せん。

給付金は、区が申請内容に問題がないことを確認した後、おおむね
3週間～1か月で支給します。

▶確認書の返送による方法

確認書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、同封の返信用
封筒で6月30日(月)(消印有効)までに返送してください。

▶電子申請による方法

確認書に記載している二次元コードをスマートフォン等で読み取
り、リンク先のページで必要事項を入力・必要書類を添付の上、6月
30日(月)午後11時59分までに申請してください。

※電子申請が完了すると、完了メールが届きます。給付金が支給され
るまで大切に保管してください。

●支給対象・支給額

支給対象 (給付金の 受給権者は 世帯主)	①②のいず れにも該当 する世帯	①令和6年12月13日(基準日)に、区 に住民登録がある ②世帯全員が令和6年度住民税均 等割非課税または特別区税条例に より免除されている(生活保護を受 けている世帯を含む) ※次の世帯は対象外です。 ▶令和6年度の住民税均等割を課税 されている方の扶養親族等のみで 構成される世帯 ▶既に、他自治体で本給付金と同趣 旨の給付金を受給している世帯 ▶租税条約に基づく課税免除の適 用を受けている方を含む世帯 ▶令和6年1月2日以降に海外から 入国した方のみで構成される世帯
支給額	1世帯につき 3万円 ※お子さん(平成18年4月2日以降に生まれたお子 さん)1人につき 2万円 を加算します。	

※最新の税情報により不支給となる場合があります。
※DV等の被害を受けて区に避難している方は給付を受けられる場
合がありますので、物価高騰対策臨時給付金対策室(下記)へご相談
ください。

☎区物価高騰対策臨時給付金コールセンター ☎0120(008)115

(土・日曜日、祝日等を除く6月30日(月)まで開設)

※代筆・代読が必要な方や電話での問い合わせが困難な方向けの相談窓口を、2月18日(火)～6月30日(月)の期間中、区役所第1分庁舎8階に
開設します。

区の担当課 物価高騰対策臨時給付金対策室(第1分庁舎8階) ☎(5273)4112・FAX(5273)4366